全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「基金」という。）について、平成二十六年改正法第五条の規定による改正後の第一条第九項

に改め、同表第十条の項を次のように改める。

第十条	
基金又は連合会	基金
厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法
第一条第六項	平成二十六年改正法第五条の規定による改正後の第一条第八項
同条第七項	平成二十六年改正法第五条の規定による改正後の第一条第九項

第八十三条第二項の表第七条第一項の項中

基金	公的年金制度の健全性及びの一部を改正する法律」という。）成二十五年改正法」という。）金基金（以下「基金」という。）と

を

基金	公的年金制度の健全性の一部を改正する法律」という。）二十五年改正法」という。）基金（以下「基金」という。）と
第一条第六項	政府管掌年金事業等の正する法律（平成二十正法」という。）第五条
同条第七項	平成二十六年改正法第

及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金（以下「基金」という。）について、平成二十六年改正法第五条の規定による改正後の第一条第九項

に改め、同項の表第十条の項を次のように改める。

第十条	
基金又は連合会	連合会
厚生年金保険法	平成二十五年改正法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法

（政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第三百五十三号）の一部を次のように改正する。

第五条を第六条とする。

第四条の前の見出しを削り、同条を第五条とし、同条の前に見出しとして「（日本国籍を有しない者に対する未支給の脱退一時金の支給を請求することができる者に関する経過措置）」を付する。

第三条の次に次の一条を加える。

（平成二十六年改正法附則第九条の政令で定める日）

第四条　平成二十六年改正法附則第九条の政令で定める日は、平成二十七年六月三十日とする。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第三条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第百三十条第二号中「企画及び立案に関する」を削る。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

第一条第六項	平成二十六年改正法第五条の規定による改正後の第一条第八項
同条第七項	平成二十六年改正法第五条の規定による改正後の第一条第九項

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十二号

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第一項、第十一条第二項及び第十一条の三第一項、同法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条の四第一項第一号、第十三条の二第二項、第十四条第一項及び第二項並びに第十九条の三第三項各号、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条の三第二項及び第二十七条の四第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百三十五号）附則第十一条において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）附則第十条並びに防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。